

健感発0519第4号  
平成23年5月19日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省結核感染症課長



新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る  
季節性インフルエンザへの移行に伴う省令等の改正について

新型インフルエンザ（A／H1N1）については、平成23年3月31日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を行ったところである。

これに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第61号）及び厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第163号）が、本日、別添のとおり公布され、同日より施行されることとなったところである。

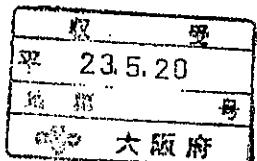
改正の概要は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺漏なきを期したい。

記

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

- (1) 医師が新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者を診断した場合について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除したこと。



(2) 医師が新型インフルエンザ（A／H1N1）により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検査した場合について、法第12条第6項において準用する同条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除したこと。

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

第2 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件について

1 改正の概要

四種病原体等取扱施設の基準等の一部が適用除外される病原体等から、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH1N1であるものを削除したこと。

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

# 官報

日 次

〔省 令〕

- 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件（同一六三）
- 平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件（同一六四）
- 保安林の指定施設要件を変更する件（農林水産九九五）（一〇〇七）
- 自動車の装備の型式を指定した件（国土交通五一～五二〔三〕）
- 道路に関する件（関東地方整備局〔五七〕）
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（東北地方環境事務所〔三〕）
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（関東地方環境事務所〔四〕）
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（中部地方環境事務所〔一〕）
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（近畿地方環境事務所〔一〕）
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（中国四国地方環境事務所〔三〕）
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（九州地方環境事務所〔二〕）
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一九一）
- 難民認定証明書が効力を失つた件（法務一二五〇）
- 登記回復に関する件（同一五二、二五二）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六一）
- 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査等に関する規則の一部を改正する省令（国土交通四二）
- 対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令（厚生労働六一）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六一）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六一）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。附則第二条の二及び第二条の三を削る。

〔叙位・叙勲〕  
〔官庁報告〕  
〔官庁小項〕  
〔公証人任免〕〔法務省〕  
〔資料〕  
〔裁判所〕  
〔公告〕  
〔開議決定等事項〕  
〔公示について〕〔農林水産省〕  
〔型式検査の主要な実施方法及び基準の  
公示について〕〔農林水産省〕  
〔厚生労働大臣 細川 律夫  
平成二十三年五月十九日〕

## 〔叙位・叙勲〕

## 〔省 令〕

○厚生労働省令第六十一号  
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十九日

○厚生労働大臣 細川 律夫  
この省令は、公布の日から施行する。  
○国土交通省令第四十二号  
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十九、第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十九日

○厚生労働大臣 大島 草宏  
第十五条第二項第一号中「当該海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加えうに改正する。

〔人事異動〕  
〔国会事項〕

内閣

